

指定基準に満たない基幹型臨床研修病院の指定継続について

1 趣旨

基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、「年間入院患者数 3,000 人以上」を2年以上にわたり満たしていない病院が基幹型臨床研修病院として適当であるか実地調査を行い、指定継続の可否について、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）に基づき、地域医療対策協議会の意見を聴くもの。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）

第2の25（3）地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。

第3の2（1）～前述第2の5（1）エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあつては、都道府県知事は、個別の実地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

2 実地調査対象病院の概要

- (1) 名称：宮崎生協病院
- (2) 所在地：宮崎市大島町天神前 1171 番地
- (3) 診療科：内科、外科、小児科 他7科
- (4) 病床数：124床

3 実地調査の概要

- (1) 調査日時：令和4年12月7日（水）13時から16時20分まで
- (2) 調査員：医療政策課職員2名、外部サーベイヤ1名 計3名
- (3) 調査方法

厚労省から示された「臨床研修病院の実地調査実施要綱」に基づき、臨床研修病院としての外形基準、診療経験に関する研修医の自己評価（アンケート）、研修医による症例提示及び研修医へのインタビュー等により、研修医の基本的診療能力と病院の指導・管理体制について調査を実施。

4 調査結果（※詳細については、資料1-2、1-3を参照）

県において実地調査した結果、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得できることが確認できたことから、当該病院を基幹型臨床研修病院として指定継続することは適当と認められる。